

平成 22 年度 伊勢湾再生行動計画の中間評価業務
特記仕様書（案）

第 1 条 適用範囲

- 1 本業務は契約書及び設計業務等共通仕様書(平成 21 年 4 月 中部地方整備局 (<http://www.cbr.mlit.go.jp/architecture/kensetsugijutsy/kiijyun/>))、以下「共仕」という)によるほか、この特記仕様書に基づき実施しなければならない。
なお、「共仕」のうち、本業務に必要なのない項目については、調査職員と協議の上、適用を除外することができる。

第 2 条 業務目的

閉鎖性海域を有する伊勢湾流域圏では、水環境の保全・改善に寄与する取り組みが河川整備事業、下水道事業、港湾事業等で実施されている。本業務は、それらの事業が伊勢湾の再生に与える効果を評価することを目的に、他機関の事業を含め資料の整理を行うため、伊勢湾流域圏における施策進捗状況の整理、「伊勢湾再生行動計画」(以下、「行動計画」という)の中間評価に向けた資料整理、「行動計画」の見直しに向けた検討を行うとともに、伊勢湾流域圏の状況を把握するための流域圏モニタリング計画検討を行うものである。

第 3 条 業務内容

1 . 計画準備

本業務を実施するにあたり、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

2 . 伊勢湾流域圏における施策進捗状況の整理

伊勢湾流域圏において伊勢湾再生推進会議構成機関が平成 21 年度までに実施した取り組みについて整理する。また平成 22 年度の取り組み状況についても併せて整理し、平成 22 年度の推進会議及び中間評価の基礎資料とする。

(1) 平成 21 年度までの取り組み事業・成果の整理

平成 21 年度の伊勢湾再生のための施策進捗状況、他計画との関連及びその施策指標を整理する。また、平成 20 年度に行われた施策についても、精査及び補足検討をすること。なお、整理の時期は平成 22 年 11 月上旬を予定している。

(2) 平成 22 年度取り組み事業の整理

平成 22 年度の伊勢湾再生のための各行政機関及び NPO、企業、研究者等の取り組み内容、実施の有無等について整理する。なお、整理の時期は平成 23 年 2 月上旬を予定している。

3. 「行動計画」の中間評価に向けた資料整理

第6回伊勢湾再生推進会議（平成22年3月24日）にて示された「行動計画」の中間評価方針（以下、「中間評価方針」という。）に基づき、平成21年度末時点の中間評価に向けた資料整理を行う。

（1）伊勢湾流域圏環境の現状把握

「行動計画」の中間評価に向け、「行動計画」に記載されている伊勢湾流域圏の環境を示すデータ・グラフ・図等について、最新の情報を入手した上で更新を行う。また、現状を把握する上で、新たなデータの入手・整理を行う場合は、調査職員と協議しなければならない。

（2）「行動計画」で取り組まれている施策と「行動計画」の進捗度の分析・整理

各機関において行われている施策を、「中間評価方針」に記述されている指標により分類し、伊勢湾の現状及び「行動計画」の進捗度を分析・整理する。分析にあたっては、各施策の実施計画・目標、機関毎の基準値の相異等に留意し、指標の妥当性を確認すること。

なお、新たに指標を設定する場合は、調査職員と協議を行わなければならない。また、新たに設定した指標にかかる施策の取り組み状況については、必要に応じて各機関から情報収集すること。

（3）汚濁負荷削減量の試算

各機関において行われている施策のうち、汚濁負荷量削減が見込まれるものに関して「中間評価方針」に基づき汚濁負荷削減量の試算を行う。試算にあたっては既往の知見等を参考に、算出方法の妥当性を確認すること。

（4）「行動計画」の中間評価（案）の検討

（1）～（3）を踏まえ、平成21年度末時点における「行動計画」の中間評価（案）の検討を行う。

（5）「行動計画」の中間評価結果概要資料の作成

（4）で整理した「行動計画」の中間評価（案）について、各機関において行われている施策の取り組み状況と伊勢湾の環境状況・「行動計画」の進捗状況が理解できるよう、一般の方にも分かりやすくまとめた概要資料を作成する。なお、本資料は公表を前提としている。

（6）検討に必要な知見の収集

（1）～（5）、4.（1）～（2）及び5.（1）～（5）の検討にあたり、

伊勢湾の環境劣化・再生メカニズムに関する知見について、各種研究会等を聴講・情報収集し、その知見を整理する。

4. 「行動計画」の見直しに向けた検討

(1) 伊勢湾再生に向けて実施する施策の整理

2. の取りまとめ結果から、完了済の施策、実施中の施策の整理を行うとともに、今後予定している施策等について関係機関から情報収集を行い、伊勢湾再生に向けて各機関が今後実施する施策の整理を行う。

(2) 伊勢湾再生にかかる数値目標設定の検討

「行動計画」の進捗を示す具体的な目標値の設定について、流域圏環境を示す数値、施策実施量の観点から検討を行う。

5. 流域圏モニタリング計画の検討

(1) 陸域としてのモニタリングの検討

陸域でのモニタリングについて、「平成 21 年度 伊勢湾再生行動計画の中間評価方針等検討業務」において取りまとめた地点、項目、頻度を踏まえ、優先度、効率性を考慮したモニタリング計画を検討すること。

なお、検討にあたっては、別途開催する陸域モニタリング計画検討会での意見を踏まえること。

(2) 汽水域におけるモニタリング方針の検討

潮汐の影響を受ける汽水域における環境劣化・再生メカニズム解明に向けて必要なモニタリングの実施方法、概算費用のモニタリング方針の検討を行う。

(3) 一斉モニタリングの結果の整理

平成 22 年 7～8 月に予定されている、多様な主体の協働によって行われる「伊勢湾流域圏一斉モニタリング」の実施後、各実施主体から提出されたモニタリング結果を取りまとめた上で分析を行い、伊勢湾流域圏全体の環境状況について整理した資料を作成する。本資料は公表を前提としている。なお、「伊勢湾流域圏一斉モニタリング」で調査される項目は、BOD、COD、T-N、T-P、DO、Ph、SS、NH₄-N、NO₂-N、NO₃-N、PO₄-P、水温、濁度、河川・海岸のゴミの状況等を想定している。

また、一斉モニタリングの実施状況及び結果を踏まえ、沿岸域及び流域の人々が伊勢湾に関心を持ち、伊勢湾再生へ自主的に参加できる、恒常的な住民参加型のモニタリング体制（データ整理方法、活用方法含む）を検討する。

(4) 水質調査

陸域から発生する汚濁負荷量を算出する際の基礎資料として、平常時及び出水時における河川の水質調査を行う。調査時期については、調査職員と協議すること。

調査の実施にあたっては、安全は調査方法を検討し、安全を確保した上で行うものとし、増水等危険と判断される場合には作業を中断し、調査職員と協議すること。詳細な水質調査内容は以下のとおりを想定している。得られた結果をもとに、汚濁負荷量と流量に関する分析を行う。

平常時

調査地点(2箇所): 木曽川、庄内川(予定)

調査内容: 平常時に1回採水し、水質を調査する。

調査項目: BOD、COD、TOC、DOC、TN、PON、 $\text{NH}_4\text{-N}$ 、 $\text{NO}_2\text{-N}$ 、 $\text{NO}_3\text{-N}$ 、TP、D-T-P、DIP、DO、 $\text{SiO}_2\text{-Si}$ 、クロロフィルa、フェオフィチン、pH、SS、水温、濁度

調査回数: 各河川につき平常時1回を予定している。

出水時

調査地点(2箇所): 木曽川、庄内川(予定)

調査内容: 出水開始から1時間毎に採水を行い、水質を調査する。作業時間は各地点24時間、サンプル数は各所20検体を予定している。ただし、出水の規模等により調査期間を見直す場合は、調査職員と協議しなければならない。

調査項目: BOD、COD、TOC、DOC、TN、PON、 $\text{NH}_4\text{-N}$ 、 $\text{NO}_2\text{-N}$ 、 $\text{NO}_3\text{-N}$ 、TP、D-T-P、DIP、DO、 $\text{SiO}_2\text{-Si}$ 、クロロフィルa、フェオフィチン、pH、SS、水温、濁度

調査回数: 各河川につき出水時1回を予定している。

(5) 流域圏モニタリング計画の検討

(1)～(4)での検討内容及び「平成20年度 伊勢湾再生海域検討業務」において検討を行った海域でのモニタリング計画を踏まえ、今後継続的に実施可能なモニタリング計画の検討を行う。

6. 各種会議開催にあたっての作業

本業務で検討した結果を伊勢湾再生推進会議及びこれに付随する関係会議に諮る

ため、次の作業を行う。なお、以下の内容に変更がある場合は調査職員と協議しなければならない。

(1) 伊勢湾再生推進会議の会議資料作成

会議資料原稿の作成及び会議結果の取りまとめ（議事録及び開催結果概要の作成等）の支援を行う。なお、会場については発注者が対応する。

開催回数は1回を予定している。また、開催時期は調査職員が別途指示するものとするが、開催回数に変更がある場合は変更の対象とする。

(2) 伊勢湾再生連絡調整会議の会議資料作成

会議資料原稿の作成及び会議結果の取りまとめ（議事録及び開催結果概要の作成等）の支援を行う。なお、会場については発注者が対応する。

開催回数は1回を予定している。また、開催時期は調査職員が別途指示するものとするが、開催回数に変更がある場合は変更の対象とする。

(3) ワーキングの資料作成

ワーキング資料原稿の作成及びワーキング結果の取りまとめ（議事録及び開催結果概要の作成等）の支援を行う。なお、会場については発注者が対応する。

開催回数は4回を予定している。また、開催時期は調査職員が別途指示するものとするが、開催回数に変更がある場合は変更の対象とする。

(4) 流域圏モニタリング計画検討会の資料作成

流域圏モニタリング計画検討会資料原稿の作成及び結果の取りまとめ（議事録及び開催結果概要の作成等）の支援を行う。なお、会場及び委員謝金等については発注者が対応する。

開催回数は1回を予定している。また、開催時期は調査職員が別途指示するものとするが、開催回数に変更がある場合は変更の対象とする。

第4条 打合せ協議

1. 「共仕」第1110条の2の「業務の区切り」は次のとおりとする。

(1) 業務着手時

(2) 平成21年度取り組み成果の整理

(3) 「行動計画」の進捗度の分析・整理及び汚濁負荷削減量の試算時

(4) 「行動計画」の中間評価時

(5) 伊勢湾再生に向けて各機関が実施する施策の整理及び伊勢湾再生にかかる数値目標設定の検討時

- (6) 陸域としてのモニタリングの検討着手前
- (7) 流域圏モニタリング計画 (案) の策定時
- (8) 成果品 (案) 作成時
- (9) その他、調査職員が必要と認めたとき

2 . 打合せ場所は、中部地方整備局企画部内とする。

3 . 打合せ回数は、8 回を予定している。

第 5 条 貸与資料

本業務を履行するにあたっては、下記の資料等を貸与する。

- (1) 伊勢湾再生行動計画 (平成 19 年 3 月)
- (2) 平成 18 年度 伊勢湾再生行動計画検討業務報告書 (平成 19 年 3 月)
- (3) 平成 19 年度 伊勢湾再生行動計画検討業務報告書 (平成 20 年 3 月)
- (4) 平成 20 年度 伊勢湾再生推進検討業務報告書 (平成 21 年 3 月)
- (5) 平成 21 年度 伊勢湾再生行動計画の中間評価方針等検討業務報告書 (平成 22 年 3 月)
- (6) 伊勢湾流域別下水道整備総合計画に関する報告書 (平成 19 年 3 月)
- (7) 平成 19 年度 伊勢湾流域における水質改善効果検討業務 (平成 20 年 3 月)
- (8) 伊勢湾再生海域推進プログラム (平成 20 年 3 月)
- (9) 平成 20 年度 伊勢湾再生海域検討業務報告書 (平成 21 年 3 月)

第 6 条 成果品

1 . 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「土木設計業務等の電子納品要領 (案) (平成 20 年 5 月) : 以下、「要領」という)」に基づいて作成した電子データを指す。

2 . 成果品は、「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体 (CD-R) で 3 部提出する。「要領」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は調査職員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては「電子納品運用ガイドライン (案) 【業務編】 (平成 21 年 6 月) 」を参考にするものとする。

3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

4. 「共仕」第 1210 条に示す成果は以下のとおりとする。

- ・ 本業務報告書
- ・ 概要版（A4 版）
- ・ 参考資料（収集資料等）

5. 調査職員から成果の中間報告を求められた場合には、その指示に従い報告するものとする。

第 7 条 成果品の不備

本業務の成果品についての不備、誤りが発見された場合には、受注者の責によりその修正を速やかに行うものとする。

第 8 条 成果品の帰属

成果品のすべては発注者に帰属するものであり、発注者の承認を受けずに第三者に公表、貸与してはならない。

第 9 条 管理技術者

本業務の管理技術者については、原則としてプロポーザル方式により特定された企画提案書に記載された予定技術者が担当することとする。ただし、これによりがたい場合は、企画提案書に記載された予定技術者と同等の能力と経験を有する技術者が担当することとし、発注者の承認を得なければならない。

管理技術者は、「共仕」第 1106 条の定めのほか、次の何れかの要件を有すること。

なお、外国資格を有する技術者（わが国及び WTO 政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又は RCCM 相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。

また、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の写しを提出するものとし、当該当該業者が選定を受けるためには選定通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。かつ何れかの実務経験又は従事経験を有した者でなければならない。また、管理技術者は、本業務の履行期間中に本業務の受注者と直接的な雇用関係がある者でなければならない。

技術士（建設部門又は上下水道部門又は環境部門又は総合技術監理部門）、土木学会が認定した特別上級技術者、上級技術者、1級技術者、RCCM（RCCMと同等の能力を有する者も含む）のいずれかの資格を有している者又はこれらと同等と認められる者であること。

なお、これらと同等と認められる者とは次のとおりである。

- ・ 関連分野の論文により学位を取得した工学博士
- ・ 関連分野の著述、論文、委員会活動、その他顕著な業務実績があり、総合評価審査委員会等の専門家から適格と認められた者
- ・ 関連分野の20年以上の実務経験と十分な業務実績があり、総合評価審査委員会等の専門家から適格と認められた者
- ・ これらと同等と認められる関連資格の取得者（筆記試験、面接試験など適切な試験方法もより認定されたものに限る）

RCCMと同等の能力を有する技術者とは、RCCM資格試験に合格しており、転職等により登録が出来ない立場にいる技術者をいう。

関連分野の著述、論文、委員会活動、その他顕著な業務実績又は関連分野の20年以上の実務経験と十分な業務実績を配置予定管理技術者の資格として競争参加資格確認申請書等を提出する場合は、経歴書及び著述、論文、委員会の活動内容又は業務実績の概要及びその際の立場と役割を記載した概要書を提出すること。

関連分野の20年以上の実務経験とは、受発注者の立場に関係なく、関連分野において20年以上の実務経験があり、指導的立場の経験を有する者とする。

なお、指導的立場とは受注者であれば管理技術者、発注者であれば管理職相当とする。

十分な業務実績とは、例えば請負実績の場合、関連する分野の業務において、管理技術者として10件以上の経験を有する者とする。

第10条 再委託

1. 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、「共仕」第1127条第1項に示すほか、以下に掲げるものとする。

- ・ 第3条2. 伊勢湾流域圏における施策進捗状況の整理
- ・ 第3条3. 「行動計画」の中間評価に向けた資料整理
- ・ 第3条4. 「行動計画」の見直しに向けた検討
- ・ 第3条5. 流域圏モニタリング計画の検討のうち（1）～（3）及び（5）
- ・ 第3条6. 各種会議にあたっての作業
- ・ 報告書の作成

２．「共仕」第 1127 条第 4 項に規定する書面に記載すべき事項は下記のとおりとする。

- （１）再委託の相手方の住所及び氏名並びに当該再委託の相手方が行う業務の範囲
- （２）再委託の相手が再々委託を行うなどの複数の段階で再委託が行われるときには、当該複数の段階の再委託の相手方住所及び氏名並びに当該複数の段階の再委託の相手方がそれぞれ行う業務の範囲

第 11 条 疑義

本業務において、本特記仕様書に明記なき事項あるいは疑義が生じた場合は、調査職員と協議するものとする。